

# 特定事業主行動計画

～『仕事と子育ての両立』のために～



早 川 町

早 川 町 議 会

早川町教育委員会

# 特定事業主行動計画

## I 総論

### 1 計画の目的

平成15年7月、我が国における急速な少子化の進行等に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策法」が成立し、第1次計画期間を平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間とし、数値目標の達成に推進してきました。

今後さらに、行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることが出来るよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本計画を策定し、公表することとする。

### 2 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

### 3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各リーダー以上を構成員とした行動策定・推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- ④ 本計画の実施状況については、年度ごとに、職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直しを図る。

## Ⅱ 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、原則として超過勤務を命じないこととする。
- ② 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ③ 母性保護及び母性健康管理の観点からもうけられている特別休暇等の制度及び出産費用の給付等の経済的支援について周知徹底を図る。

#### (2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ① 父親が子どもの出生時に2日間の休暇を取得できるようにする。
- ② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

#### (3) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、子育て中の職員はもちろん、全ての職員の切実な願いです。この計画は子育て支援の観点から策定したのですが、全職員の超過勤務の縮減を図っていくものです。

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限をするよう努める。

#### (4) 休暇取得の促進

なかなか休暇が取れないというのは、子育て中の職員はもちろん、全ての職員の悩みです。この計画は子育て支援の観点から策定したのですが、全職員の休暇取得の促進も図るものです。

- ① 職員が年間の年次有給休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行が図れるよう支援します。
- ② リーダー以上会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を徹底さ

せ、職場の意識改革を行います。

- ③ 各部署において、四半期毎に休暇計画表を作成し、計画的に年次有給休暇が取得できるようにします。
- ④ 子どもの予防接種日や授業参観日における年次有給休暇の取得促進について職員に周知し、取得促進を行います。
- ⑤ 平成14年度から、子どもの看護のための特別休暇制度（年5日）が創設されました。突発的な傷病の際には、この特別休暇が取得できるよう職員への周知を行います。

### 3 子育てしやすい地域環境づくり

- (1) 身近な地域での防犯を抑制するため、地域ぐるみの防犯活動を推進するなどの安全、安心なまちづくりや交通安全のための意識の普及、啓発を推進します。

## Ⅲ おわりに

- 1 この計画を実施する事によって、職員全体が育児の重要性を強く認識し、その結果、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境をつくることに今まで以上に貢献できるようになることを期待しています。